

# 家畜衛生だより

From 中央家保 牛用

中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会  
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656  
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)  
Fax: 043-286-0090  
(公社)千葉県畜産協会  
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

## 韓国で口蹄疫が発生！

韓国での口蹄疫（O血清型）の発生は、平成28年3月以降確認されていませんでしたが、約11か月ぶりに本病の発生が確認されました。

近隣諸国では引き続き口蹄疫等の家畜伝染病が発生しており、日本への口蹄疫等のウイルスが侵入するリスクは依然として極めて高い状況にあり、一層の注意が必要です。

発生状況：忠清北道報恩郡の乳用牛飼養農場1件

飼養牛195頭中5頭に水疱形成等の臨床症状。2月5日に確定診断。195頭全頭殺処分。

### ウイルスの侵入を防ぐため、下記事項の徹底を！

#### 1. 発生国への渡航の自粛

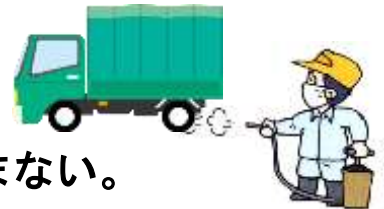


○もし渡航する場合は・・・

- ・畜産関係施設に立ち入らない。・肉製品等を日本に持ち帰らない。
- ・帰国の際には、空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り家畜防疫官の指導を受ける。

○帰国後は・・・

- ・一週間は農場に入らない。
- ・海外で使用した衣服及び靴は農場に持ち込まない。



○発生国からの畜産関連施設由来の郵便物等は、農場に持ち込まない。

#### 2. 農場への部外者立入禁止

#### 3. 人・車両の消毒の徹底

#### 4. 毎日の健康観察

#### 5. 異常家畜を発見した場合の早期通報

☆飼養衛生管理を見直す機会にして、農場を守りましょう！

1. 出入口の消石灰散布    2. 踏込み消毒槽の薬液交換    3. 来場者の記録  
4. 立入者の衣服・長靴の交換確認    5. 畜舎周囲の整理・清掃

お問い合わせは 千葉県中央家畜保健衛生所まで

TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送)

FAX. 043-286-0090

# 死亡家畜の処理は適正に！

家畜の飼養者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「化製場等に関する法律」に従い、家畜の死体を適切に処理しなければなりません。これに違反した場合厳しく罰されます。死亡畜は必ず死亡畜の処理運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。

1. 死体は自己所有地であっても、埋却してはいけません。
2. 子牛でも埋却してはいけません。
3. 定期報告書で報告している「埋却地」は、通常の死亡家畜の埋却に使用してはいけません。

## 牛が死亡した際の届出について

- (独) 家畜改良センターへ届出  
(電話, 携帯電話, パソコン, イントラネット, FAXなど)  
届出内容      1 牛の個体識別番号  
                  2 死亡の年月日  
                  3 死亡牛の引渡し先

○死亡牛の届出の際、死亡牛を化製場、家畜保健衛生所などに引き渡した場合、個体識別番号と死亡年月日に加え、死亡牛の引渡し先(処分先)のコード番号が必要です。

通常の死亡牛 → 化製場のコードを記入

病性鑑定を実施した場合 → 病性鑑定を実施した家保の電話番号を記入

48ヶ月齢以上の牛が死亡した時は、家畜保健衛生所への届出も必要です！(FAXまたは電話)

- 届出内容
- 1 届出者の氏名及び住所
  - 2 死亡した牛の所有者の氏名及び住所
  - 3 死亡した牛の性別及び月齢
  - 4 牛の死体の所在の場所
  - 5 牛が死亡した日時及び死亡時の状態

獣医師の検案あり → 獣医師が  
検案なし → 所有者が



管轄家保へ届出

※48ヶ月齢以上の死亡牛は、BSE対策特別措置法において、死亡の届出とBSE検査を実施することが定められています。